

市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

令和5年12月7日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

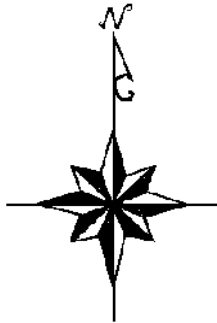
開発行為に伴い路線を認定する必要性が生じたので、道路法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定にもとづき、次の路線を市道に認定する。

路線名	起 終	点 点	備 考
青3309号線	青梅市大門2丁目234番5 青梅市大門2丁目234番10		別記図面 表示のとおり

市道路線認定略図



青 梅 市 大 門 2 丁 目 地 内



認 定 す る 市 道 路 線

延 長

3 1 . 6 3 メ ー ト ル

